令和の時代に求められること

《早稲田大学名誉教授》 **塚本 壽雄**公益社団法人 全国行政相談委員連合協議会顧問 **塚本 壽雄**



1. ある調査結果

Glance 2019を公表した」。これは Gallup World Pollによるもの)が 度 国民本位(people-centered)の観点 のであり、これには政府への信頼 の状況を指標化し分析して情報提 から各国の政策と制度運営の改善 総覧とも言えるGovernment at a は、2019年11月、 の国 0 E C D 政府の改革を促す意図のも 際比較(20 (経済協力開 加盟国政府 1 発機 8 年の 構

含まれている。

本より低いのは、アメリカ(31)、イ

ではいいますか」という 政府を信頼していますか」という と信頼していますか」という と信頼している国民が4割に満た を信頼している国民が4割に満た ないという衝撃的な数字である。 たなみに、加盟国平均は45パーセントであり、最高は85パーセントのスイスである。G7の国を見ると、カナダ(61パーセント。以下単位略)、ドイツ(59)、イギリス 「単位略」、ドイツ(59)、イギリス を12(22)、フランス(38)の順であり、日

タリア(21)の二か国だけである。

2. 政府への信頼の重要性

OECDによれば、政府への信頼の有り無しは、政府が国民との類係をどう上手にとり結べるかをとおりの成功をもたらすかどうかとおりの成功をもたらすかとのの成功をもたらすが国民とのに決定的な影響を与える。。

要となる。 頼という要素がこれまで以上に重 代においては、 政策課題を抱えている。 を得ることがすべての前提となる ラの再整備問題など、その解決が 国民の負担に直結し、国民の理解 るための福祉・税制の在り方問題 た災害に備えるための公共インフ 気候変動の影響で激甚化し 国民の政府への信 令和の時

0)

る。 ドイツ並みにしなければならない。 に満たないという状況は心配であ を上回るものに引き上げ、できれば 政府を信頼している国 我が国の数字をOECD平均 [民が4] 割

3 政 府へ の信頼 の決定要因

度が廉潔、 要因に影響されると言われる。 に関する国民の認識であり、もう 表われる政府の力量(competence) 0 政 は、 府 政策の成果というかたちで 0) 政 誠実でうそ隠しのない 信頼 府・公務員の行動・態 は、 大きく二つの

> ものかどうか(honesty)につい 0 国民の認識である40 7

るかどうかを決める:Integrity& で開かれた存在であると国民が見 的要因であり、 Better regulation) Openness) ´ Responsiveness) 対応(国民が行政サービスを受け 信頼性 公明正大さ(廉潔さは信頼の決定 することが信頼につながる: ための規制を適正な内容のものに 実現並びに施策やサービス実施の 画や必要な情報の適切な公開 れた行政(政策決定への国民の参 信頼に重大な影響を与える るとき、どういう経験をするかが Reliability)、②行き届いた適切な 果たすことは信頼の根本である: 安定を最小限にするという責務を (社会正義、 ために注力すべき分野として、 OECDは、政府が信頼の確保 0) 推 進は信頼を増進する: (経済・社会・政治の不 公正及び法の支配 ④規制の在り方改善 政府が清潔、 ③国民に開 5 廉潔さと · 提 か 0

供

を挙げている50 する: Inclusive policy making え方に基づいて設計されているの だ政策形成(政策がどのような考 Fairness) 及び⑥国民を巻き込ん かを国民が知ることは信頼を増進

に対応する。 ものかどうか」の要因は②から⑥ が廉潔、・誠実でうそ隠しのない て、「政府・公務員の行動・態度 の要因はこの①に対応する。 前記「政策面 での 政 府の 力量 そし

は何であろうか。 信頼度の数字を上げるための課題 係しているのであろうか。そして、 数字にはこの二つの要因がどう関 された日本の38パーセントという では、 OECD の調査結果に示

4 0 日 か本 の数字はなぜ低い

(1)いての認識 「政策面での政府の力量」 に

平成の時代を振り返ると、

歴代

税制 現役世代の減少のもとでの財政 終的には経済で測るのである。 にあげるものは、 世論調査が政府への期待のトップ とで様々な政策課題の解決に当 層の進展など、 バブル経済の崩壊、 0) 策である。 たってきた。そうした中で、各種 いう言葉に象徴される過疎化の 政権 0) は、 切り回し、「限界集落」 冷戦の終焉、 国民は政府の力量を最 激変する環境のも 一貫して景気対 少子高齢化と 領土問題

日本経済はバブル崩壊以来低成長が続き、デフレ脱却もはかばかしくないなど課題を抱え続けてきた。ただ、そのパフォーマンス自体は国際的に極端に見劣りするわ体は国際的に極端に見劣りするわけではない。現在、経済は戦後最長に並ぶ景気回復期にある。安倍内閣総理大臣の在任期間は憲政史上最長となった。その支持率は、小泉内閣時代に匹敵するレベルにある。

決定的な疑問があるとは見えな国民に政府の政策運営について

い動因になっているようには見受政府への信頼の数字を低くする強い。「政策面での政府の力量」が

けられない。

(2) 「政府・公務員の行動・態度」

では、「政府・公務員の行動・態度が廉潔、誠実でうそ隠しのないものかどうか」の認識という要因が、政府への信頼の数字を低くしているのだろうか。その答えを出す前に、一つ見ておきたいものがある。

(認識形成の難しさ)

ミ・報道機関、 により、 察等の信頼感」 味ある調査として、一般財団法人 療機関、 0 表した「議員、官僚、 中央調査社が2019年11月に公 調査は、 京府への信頼に関係する別の興 警察、 国会議員、 無作為抽出の個別面接 銀行、 自衛隊、 調査が 官僚、 大企業、医 大企業、警 ある。 教師をあ マスコ

施)。 うものである(2019年10月実げて、その信頼感を評価してもら

それによると、5段階での評点は、自衛隊(3・8)、医療機関(3・4)、裁判官(3・3)、な 銀行(3・3)、 教師(3・1)、大銀行(3・6)の順に高い。そして、 関(2・6)の順に高い。そして、 官僚(2・6)、国会議員(2・5)への信頼感は低い。政府への信頼の低さが別のかたちで示されている感がある。

ただ、ここで重要なのはそのことではなく、回答者が日常の接触などを通じてその活動や社会への貢献の実感を持っている職種の数字がおしなべて高いことである。ことを示唆する。「国会議員(以下、本稿では「政治家」という。)」「官権」については、そういう実感が持ちにくい。したがって、それだけで数字は低い方に流れる。

加えて、「実感」を持てない「政治家」「官僚」についても回答をしなければならない回答者はよりところを他にさがすだろう。その場合、マスメディアによる報道(多くの場合ネガティブなものである)などから形成される「評判」のようなものが「実感」の代わりになることは想像に難くない。これが数字を低くする要因になる。

(政府についての「実感」と「評判」)

を見ると、2001年の中央省庁その前提に立って、平成の時代

革は、 て、 いは 改革における内閣機能の強化 価できるものである。 形成及び運営が進んだ。これら改 る幹部公務員任用制度の改革な 014年の国家公務員法改正によ る行政が可能になるという点で評 より国民本位のメリハリのあ 政策の総合性・統一性を高め いわゆる「政治主導」、 「官邸主導」と言われる政策 いわゆる縦割り行政を打破 ある や2

しかし、その後の経過において、例えば、内閣府や内閣官房の部局例えば、内閣府や内閣官房の部局が増大・複雑化し、政策形成過程が増大・複雑化し、政策形成過程の指摘が出てきたで。一時期出回った「忖度」ということばもそのような環境が関連していたように思われる。

務員の行動・態度が廉潔、誠実で
た。そして、それらから国民に形
状況を取り上げる機会も多かっ

えられる。数字を低くしていることが十分考があり、それが、政府への信頼の関する認識に影響している可能性関する認識に影響している可能性

(「開かれた政府」への改革の遅れ)

みのものであった。 多くではひと昔ふた昔前に実行済 まれるもので、 ために注力すべきとする分野に含 OECDが政府への信頼の確保 の制度改革が行われた。いずれも、 理法(2009年)の制定など一連 策評価法(2001年)、公文書管 家公務員倫理法(1999年)、政 行政情報公開法(1999年)、 に当たっての意見公募手続導入)、 続法(1993年。 5年改正で政令、省令などの制定 他方、平成の時代には、 OECD加盟国 その後200 行政手

「職務に関する倫理の保持」等をの諸活動を国民に説明する責務」確保と透明性」「政府の有するそ

のにする改革であった。

は、通俗的な

の如何が国民の目に見えやすいも

がないらず」の政府を「開かれた

の如何が国民の目に見えやすいも

の如何が国民の目に見えやすいも

政府への信頼度の認識形成の議論に立ち返ると、これらの改革は、「政府・公務員の行動、態度が廉潔、「政府・公務員の行動、態度が廉潔、「政府・公務員の行動、態度が廉潔、「政府・公務員の行動、態度が廉潔、「実感」に基づくものにし、往々にして悪いものである「評判」にとて悪いものである「評判」にがって、改革が進展することで、がって、改革が進展することで、がって、改革が進展することで、がって、改革が進展することで、がって、改革が進展することで、がって、改革が進展することで、がって、改革が進展するとしても決して不と議ではなかった。

019年3月公表の意見公募手続と、その施行状況に関する直近2度合いを例えば行政手続法で見るしかし、現実には、改革の進展

は、 だまだ課題があることが指摘され 距離を縮め、信頼増進にプラスと じて法の趣旨を周知徹底すること ことから、今後、各府省への改善 しつつ、三つの事項について、「一 調査項目については、 に関する総務省調査結果では、「各 においても同様である。 ている。管見のかぎり、 なるものであるが、残念ながらま を進めるもので、政府と国民との 述べられている。。意見公募手続 により改善を図ることとする」と 通知の発出及び職員への研修を通 部に改善を要するものもみられた 運用されているものといえる」と 国民の政策意思決定への参画 概ね適切に 他の分野

「開かれた政府」の進展はまだまだ十分ではない。そのため、「政まだ十分ではない。そのため、「政まだ十分ではない。そのため、「政まが持つに至らず、依然として国民が持つに至らず、依然として「評判」から認識が形成される構造になっている。そのことが、信頼度

のにとどめていると考えられる。るOECD諸国に及ばない低いもの数字を改革の先行し定着してい

5. 信頼を高めるための課題

努力を注ぐことである。 のプロセスを尽くすことに真剣な 届くかたちでのしっかりした議論 の健全な調和の下に、 政治家の意思と公務員の専門性と ける政策の形成・設計に当たって、 要である。具体的には、政府にお る。まず、「評判」への対策が必 いものかどうか」という要因にお 態度が廉潔、 いて問題があり、対応が求められ ついては、「政府・公務員の行動 我 が国における政府へ 誠実でうそ隠しのな 国民の目が の信頼に

府と国民との距離が格段に縮まっ への一連の制度改革について、そ の求めるところに沿って公務員の の求めるところに沿って公務員の の求めるところに沿って公務員の 6

令和

0)

時

えるよう、 る必要がある。 てきたことを国民に実感してもら 徹底した努力を傾注

ど () ば、 てい どの よって、 つ、 頼 況を作ることである。 11 員 見 0) やすことが重要である。 実感」 回 行 が 路」 直す必要があるだろう。 行 を確実なものとする。 そして、 「行き届 る様子を国民が見て取 国民との 玉 E C D 動 動 接点_ 廉潔、 民と政府 をもたらし、 分 をしっ 態度 政府と国民の間をつなぐ 野 より が 前 11 誠 示す からも、 た適 か 接点」をもっと増 を目指 根 実でうそ隠 ع 記 りしたも 3 信頼 本的 0) 切 関係を改)を参 それ 政 確保の な対応」 政 は、 府 府 そして 照 それ 実現 しの 'n 0) が 公務 る状 13 L た 0 8 例 強 な 0 ż

別な地

位

0

職

である。

会行 奉仕、 ながら、 立っ 相談に 行政 と 11 る。 「接点」 古る」 て、 相 政相談委員法案提案理 行政 9 談委員 自らの 双 (V 分方の 7 は、 $\widehat{1}$ 相 は 「役 談 9 責任 信頼と尊敬 委員 実 6 所と国 ĺ 玉 6 上でその 民 制度であ 年 部存 からの苦情 第 民 を受け 解 51 0 在 由 決に 間に 回 して る。 特 玉

設によ てい 動 を通じて、 談委員との対話と苦情 である。 でに、政府と国民とを結ぶ新たな、 を通じて、 な立場と奉仕 ことにより政 かつ特別な「回路」 廉 くり上げることに重要な貢献 すなわち 行 潔、 態度」 る。 政 ŋ 相 誠 そして、 行政 談 実でうそ隠 を国民が 回路 委員 国 昭 府へ 接点」に 和の 民 0) 相 精 0 0) 談 0) その 一套員 先に 制 神に 0) 時 政 を開い 信 代に 度 府 実 はそ L は、 基 頼 あ あ 口 相 (感) お 0) る る 0) が 路 談 ?育ま たも な そ 信 0 政 0 行 0) 13 する てす 頼 活 特 解 府 政 0 13 勤 ŋ n 決 相 創 を 行 0 0

> と国 委員 本位 ことに引き続きの 11 信 民との てますます重 . (7) 0 頼 皆様 信 0) 頼 بخ 接 距 0) 役割 点 n 離 る を に 要で お力添えを 行 縮 は 政 め 令和 あ を実現する あ る 真に る。 の時 行 政 代に 国 政 相 13 た 民 府 談

だくことを切望してやまない。

そのような政府と国 0 行 |民の| 政 相 口 談 路

している。

- OECD (2019), Government at a Glance (PDF)
 - www.oecd.org/gov/government-at-a-glance-22214399.htm(2019年12月9日閲覧)。
- Trust in government, 同上, pp.158-159及び同p.159の図10.1からリンクのあるhttps:// doi.org/10.1787/888934033137。
- 3 同上、p.158。
- Sue Llewellyn, Stephen Brookes and Ann Mahon (2013), Introduction in same authors eds., Trust and Confidence in Government and Public Services, Routledge, pp.1-2 及び中野雅至(2018)「政官関係と公務員制度改革」『自治総研』470号、p.16。
- OECD ウェブサイト、Trust in Government www.oecd.org/trust-in-government.htm(2019年12月12日閲覧)。
- 中央調査社『「議員、官僚、大企業、警察等の信頼感」調査 (調査結果の概要)』(2019 年11月) https://www.crs.or.jp/data/pdf/trust19.pdf(2019年12月10日閲覧)
- 山谷清志(2019)「平成時代と公共政策研究の30年―「遠心力」―」『公共政策研究』 Vol.19, p.3_o
- 8 総務省『行政手続法(意見公募手続)の施行状況に関する調査結果』(平成31年3月)。